

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成29年7月25日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区壬生花井町3	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本写真印刷株式会社 代表取締役社長 鈴木順也 電話075-811-8111

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
		(H26) 年度		(H27) 年度		合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃借	0 台	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃借	0 台	0 台	0 台	0 台
	合計台数①	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/(④))	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃借	0 台	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃借	0 台	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃借	5 台	10 台	5 台	20 台
	合計台数②	5 台	10 台	5 台	20 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/(④))	100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		5 台	10 台	5 台	20 台	
購入等をした新車の合計台数④		5 台	10 台	5 台	20 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/(④))		100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。